

○山梨県警察車両管理規程

昭和58年 5 月 4 日

本部訓令第12号

改正 平成 9 年10月本部訓令第18号

平成16年 3 月本部訓令第 6 号

平成26年 3 月本部訓令第 8 号

令和 6 年 3 月本部訓令第 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、山梨県警察（以下「県警察」という。）において保有する車両の安全運転・整備その他車両の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(車両管理責任者)

第 2 条 県警察本部（以下「本部」という。）警務部警務課長を車両管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

2 管理責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受け県警察に属する車両、施設等の状況を把握し車両管理の企画、統制及び監査を行い、車両保管責任者を指揮して常に車両管理の徹底と改善に当たるものとする。

(車両保管責任者)

第 3 条 所属長（車両配置のない所属長は除く。）は、車両保管責任者（以下「保管責任者」という。）とする。

2 保管責任者は、保管車両、附属工具等の保管についてその責を負うものとする。

(安全運転管理者)

第 4 条 保管責任者は、警視又は警部の階級にある職員（相当職を含む。）の中から安全運転管理者を指定するものとする。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 9 条の10各号に規定する事項を処理するものとする。

(副安全運転管理者)

第 5 条 保管責任者は、所属の巡査部長以上の階級にある職員（相当職を含む。）の中から安全運転管理者の業務を補助するのに適している者を副安全運転管理者に指定するものとする。

第6条 削除

(車両整備責任者)

第7条 保管責任者は、所属職員の中から車両整備責任者を指定するものとする。

2 整備責任者は、所属車両全般の整備及び保全の責を負うものとする。

(車両取扱責任者)

第8条 保管責任者は、車両ごとに所属職員の中から運転の資格のある者を車両取扱責任者に指定するものとする。

2 車両取扱責任者は、担当車両の点検及び整備を行い、常に安全運転の厳守と運転技能の向上に努めるものとする。

第2章 安全運転

(車両の運転)

第9条 車両は保管責任者若しくは安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の許可を受けなければ運転してはならない。ただし、緊急やむを得ない場合において安全運転管理者等の許可を受けるいとまのないときは、この限りでない。

(安全運転管理者等の義務)

第10条 安全運転管理者等は、車両の運転を許可するときは車両の安全運転について具体的に注意するとともに運転者が精神的に平静を欠いていないか、又は肉体的に疲労していないかを確認しなければならないものとする。

2 安全運転管理者等は、運転者の技能、運転態度の適否等、安全運転上必要な事項について随時点検指導を実施しなければならないものとする。

(運転者の留意事項)

第11条 運転者は、車両の構造及び性能を理解し、点検技術の習熟に努めるとともに、車両の運転に当たっては、交通事故防止に万全を期さなければならない。

第3章 記録

(車両の記録)

第12条 安全運転管理者等は、警察車両の仕様、経歴等について記録するものとする。

2 安全運転管理者等は、前項の記録を作成し、又は内容の一部に変更があつたときは、その都度管理責任者に報告するものとする。

(車両事故報告)

第13条 保管責任者は、車両が盗難、流失、交通事故、天災、火災等によつて耐用年数に重大な影響を受けたときは、前条の記録に記入整備するとともに管理責任者及び関係所属に報告するものとする。

(管理責任者の処置)

第14条 管理責任者は、保管責任者から第12条の規定による報告を受けたときは警察庁長官官房装備課長（以下「警察庁」という。）及び関東管区警察局総務部警務課長（以下「管区」という。）に報告するものとする。

第4章 監査及び車両点検

(監査)

第15条 管理責任者は、毎年1回以上安全運転管理者等の車両管理状況について監査するものとする。

2 前項の監査は、総合監察又は物品点検と併せて行うことができる。

(点検の種類)

第16条 車両点検の種類及び区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲種点検

管理責任者が年間整備計画及び次年度予算編成資料作成又は廃車等を決定するために精密に行うものをいう。

(2) 乙種点検

安全運転管理者等が必要とするとき、又は保管責任者の要請により行うものをいう。

(3) 丙種点検

保管責任者が毎月1回行うものをいう。ただし、交番、駐在所等に配置されている車両については、保管責任者の指示により取扱責任者に代行させることができる。

(4) 日常点検

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第2項に規定する日常点検をいう。

(運転者の点検等)

第17条 運転者は、毎日1回運行開始前に日常点検を行わなければならない。

2 運転者は、運行を終了したときは、使用した車両について点検及び清掃を行い、いつでも使用できる状態にしておかなければならない。

(点検の報告)

第18条 管理責任者が甲種点検及び乙種点検を行ったときは本部長に報告するものとする。

2 安全運転管理者等が丙種点検を行い、特異事項を発見したときは、管理責任者に報告するものとする。

第5章 車両運用

(使用統制)

第19条 管理責任者は、緊急事態の発生により一時に多数の車両を使用するときは、県警察車両について使用の統制を行い重点的配車をするものとする。

(使用報告)

第20条 取扱責任者は、車両使用の状況を記録し、日誌として安全運転管理者等に報告するものとする。

2 安全運転管理者等は、前項の記録を月報として集計し、管理責任者に報告するものとする。

第6章 車両整備

(整備の種類)

第21条 車両整備の種類及び区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 定期整備

管理責任者が、年間整備計画に基づき車両検査更新のため行うものをいう。

(2) 臨時整備

本部所属にあつては管理責任者が、警察署にあつては保管責任者が事故又は経年劣化により破損した車両について、安全運転管理者の要請により行うものをいう。

(3) 随時整備

本部所属にあつては管理責任者が、警察署にあつては保管責任者が安全運転管理者の要請により、予算の範囲内で行う日常的な修理を行うものをいう。

(4) 日常整備

取扱責任者が、車両の運行前後に行う給油、清掃、洗車等日常行うものをいう。

(整備の実施)

第22条 管理責任者又は保管責任者は、車両の定期整備、臨時整備又は随時整備を行うときは、関係部局と緊密に連絡し、確実な業者を選定して整備を行うものとする。

(整備請求)

第23条 車両の整備が必要と認められるときは、突発的なものを除き、計画性を持って本部所属にあつては管理責任者に、警察署にあつては保管責任者に請求するものとする。

2 費用を要する車両の整備を行うときは、安全運転管理者の決裁を受けるものとする。
(検収)

第24条 安全運転管理者等は、整備を完了した車両を整備業者から受領するときは、安全運転管理者等が指定する職員に検収を行わせるものとする。

2 検収に当たっては専門技術を有するものに補助させ整備箇所の点検及び試運転を実施し、不備の点を発見したときは再整備を行うものとする。

3 検収が終つたときは、その結果を安全運転管理者等に報告するものとする。
(整備費配分計画)

第25条 管理責任者は、車両数、走行実績及び車両程度を勘案し整備費配分計画をたてるものとする。

第7章 燃料管理

(燃料配分計画)

第26条 管理責任者は、車両数、走行実績、燃料消費量等を勘案し燃料配分計画をたてるものとする。

(燃料節約)

第27条 安全運転管理者等は、常に燃料の節約に留意し各車両の走行実績、車両状況等を勘案して燃料使用の適正を期するものとする。

(燃料使用状況)

第28条 安全運転管理者等は、燃料使用状況を明らかにしておくものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年6月1日から施行する。
- 2 次の規程は廃止する。

山梨県警察車両管理規程（昭和36年3月20日本部訓令第11号）

附 則（平成9年10月1日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則（平成26年3月24日本部訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日本部訓令第9号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。